

平成28年度第1回大和市町界町名審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成28年4月27日（水）10時00分～11時
- 2 場 所 大和市渋谷学習センター304会議室
- 3 出席者 委員 15人
武藤会長、松川職務代理、岡戸委員、池田委員（岡田氏）、三浦委員、山口委員、河野委員、山同委員、保田委員、神田委員、中村委員（大貫氏）、伊藤委員（丸山氏）、市井委員、富田委員、廣嶋委員
なお、（ ）内は代理出席者
事務局 7人
（街づくり計画部長、他担当4人 関連課2人）
- 4 傍聴人数 なし
- 5 議 題 町界町名地番整理実施予定区域と町名町割り（案）について
- 6 会 議 録 別紙のとおり
- 7 会議資料 町界町名地番整理について【資料1】
市実施案【資料2】

<議題>

町界町名地番整理実施予定区域と町名町割り（案）について

<結果>

- ①武藤委員が会長に選出された。
- ②松川委員が職務代理に指名された。
- ③町界町名地番整理実施予定区域と町名町割り（案）について報告がされた。

<審議経過等>

町界町名地番整理実施予定区域と町名町割り（案）について（報告）

～事務局の説明～

（会長）

ただいまの説明について、質問、意見をお願いします。

（委員）

今後のスケジュールだが、住民説明会を6月3日と4日に行うということだが、時間帯とどのように説明するのか説明願いたい。

（事務局）

時間帯については、まだ詳細は決まっていない。

方法としては、ポスターセッション形式で開催する。

町界町名地番整理の実施に伴う、市実施案に対して住民の皆さまの意見をお聴きする場として開催するものである。

具体的には、渋谷学習センター304会議室にパネルを展示し、来場者にご覧いただいた後、質問や疑問点などがあれば、職員がお答えするものである。

（委員）

時間はどのぐらいか。

（事務局）

3日の金曜日は平日なので、昼頃から夜7時頃まで、4日の土曜日は午前中を予定している。

住民の方には、開催時間帯に自由に来場して、パネルをご覧いただく。

何か疑問等があれば職員が個別にお答えする方法なので、一方的な説明会ではない。

（委員）

今回の審議内容を、自治会の中で役員に説明することは問題ないか。

（事務局）

問題ない。

むしろ、周知していただきたい。

（委員）

住民説明会については、自治会回覧等をする必要があるか。

（事務局）

昨年12月に、「渋谷（南部地区）まちづくりニュース81号」を発行し、町界町名地番整理及び町界町名審議会委員公募について、オレンジ色の紙でお知らせしたが、それと同様に、住民説明

会のお知らせ及び市実施案を掲載したものを配布する予定である。

市の職員が、ポスティングで区画整理地内に全戸配布する。

(事務局)

大和市渋谷土地区画整理事務所では、定期的に情報提供する手段として、「渋谷（南部地区）まちづくりニュース」というものを作成している。

今回も、街づくり計画課と協力して居住者、権利者の皆さんに情報提供していく。

(委員)

まちづくりニュースは、今回の説明会にあわせて配布することは可能なのか。

(事務局)

住民説明会にあわせて、5月中旬から下旬にかけてポスティングする予定である。

地区外居住者には、郵送で配布する。

(委員)

地区内居住者はポスティングで、地区外居住者は郵送ということか。

(事務局)

そのとおりである。

区画整理区域内の所有者が対象なので、市民全般を対象に発行する「広報やまと」で周知するよりは、より丁寧に全戸配布できることから、従来から市の渋谷土地区画整理事務所が発行している「渋谷（南部地区）まちづくりニュース」を利用して、職員によるポスティングを行う。

また、ポスティングが難しい地区外地権者には、郵送する。

(会長)

今回の審議会で、町名町割りの決定を出すのか。

(事務局)

今回は、中間報告ということで、市の実施案についてご意見をいただく場としている。

次回の審議会では、自治会の声や住民説明会でのご意見を踏まえて、最終的な実施案を掲示し、市長より諮問書を提出した後、答申をいただくこととなる。

(会長)

事務局から説明があったように、今後、市の実施案のままでよいのか、また違う町名がよいのか等、皆さんの意見を出していただければよいと思う。

実施区域、町名などについて、何かご意見はあるか。

(委員)

渋谷五丁目が広く町割りされているが、何か理由があるのか。

また、渋谷四丁目が面積的に少ないことと、渋谷八丁目が福田相模原線を横断して、下福田自治会の区域にきているが、その辺の町割りの理由について知りたい。

(事務局)

町界町地番整理を行っていくうえで、わかりやすい住所ということが非常に重要となるため、地番で分けてしまうと、どこからが丁目の境なのかわかりづらいので障害となる。

そのため、大きな道路で分ける必要がある。

福田五丁目は、都市計画道路 福田相模原線と小田急江ノ島線で分かれる範囲で分けるのが、もっともわかりやすいと判断した結果、少し面積が大きくなったものである。

大和市の基準として、町の面積は概ね2～7万坪となっており、渋谷五丁目は14.7haで、最大面積の23.1ha以下で、基準に合致していることから提案させていただいた。

また、渋谷四丁目が狭いのではというご質問だが、これは渋谷土地区画整理事業の実施区域で分けているため、このような歪な形になっている。

渋谷八丁目の町割りについては、当初の案では福田相模原線の東側までを渋谷八丁目にし、その西側は渋谷九丁目で想定していた。

しかし、その町割りだと渋谷九丁目が、先程お話した町の面積基準よりかなり小さな町となってしまうため、渋谷八丁目を拡大した町割りで今回提示させていただいた。

(委員)

もう一点、渋谷が5つの丁目に分かれているが、ここまで細かく分ける必要があるのかお聞きしたい。

(事務局)

町界町名地番整理については、先程町の大きさについて説明させていただいたが、町の境としては、まず大きな道路で分ける必要があり、町の大きさについては、その街区の数がポイントとなる。

街区数があまり多くなりすぎると、たとえば渋谷一丁目100番地というようになってしまい、場所を探しづらくなるため、ある程度の大きさで区割りする必要がある。

市内で一番大きな町として、中央林間西七丁目があるが、ここは相模カンツリーというゴルフ場のみで、街区が1つしかないため、その大きさでも問題ないということである。

つまり、基準の2～7万坪という中で、街区の数を制限しているわけである。

街区の数が20～30ぐらいであれば問題ないが、50～60となることで、折角わかりやすい住所にしたにもかかわらず、逆にわかりにくい住所になってしまうので、ある程度の街区の数を勘案しながら町割りを決めていくことになる。

(委員)

区画整理区域外の場所を、今回の町界町名地番整理の区域内に含めることはできないか。

(事務局)

住所の表示については、町界町名地番整理か住居表示のいずれかの方法で行うことになる。

区画整理事業地内については土地区画整理事業に合わせて地番も整理され、街区番号も振られることから、町界町名地番整理の方法で町名だけを定めることとなる。

区画整理地区外に住所を定めるということになると、町界町名地番整理とは別に住居表示に関する法律に基づき、住居表示を実施する必要がある。

その場合、隣接している地区外区域の住民の皆さまから、住居表示を実施してほしいという要望があれば、市として当然対応していく。

例えば、西側に常泉寺路線があるが、この道路で町界を切って渋谷四丁目の町割りをもう少し拡大することも考えられる。

また、渋谷八丁目の三角になっている部分は、踏み切りがあるところに道路が続いているので、そのあたりまで拡大することも可能かと思われる。

今後、市としても周辺の住民がどのようなお考えをもっているのか確認するために、意向調査等を行っていくのもひとつの方法かと考えている。

(委員)

ひとりの住民としては、福田〇〇〇〇番地というよりは、渋谷〇丁目の方が、街の魅力を感じる。

(事務局)

住居表示するときは、街区を決めなければならないので、ある程度基盤整備が整っている、道路が少しきめ細かに入っているエリアでないと決めづらい点はある。

ある程度建物が建てこんでいて、道路がきめ細かく入っているような場所を、住居表示の候補地として抽出していくことになる。

もう1つ、引地川沿いの千本桜など、以前、民間開発で整備されたところなども可能性としてはあると思う。

ただ、渋谷のエリアをそこまで拡大することは難しいので、住居表示が可能な地区の自治会等から、要望があればそれぞれに分けて行うことになる。

市では、以前まで区画整理が終わっていない場所は住居表示を行わない方向であったが、現在は道路等がある程度きめ細かく入っているなど一定の基準を満たしていれば住居表示の実施は可能である。

(委員)

イオンのところが変な番号で表示されているが、町界町名地番整理が実施されると住所は変わる

のか。

(事務局)

現在は、区画整理中なので現地は仮換地の番号が振られている。

イオンは74街区1という表示となっているが、これは住所ではなく、あくまで仮の番号である。今後、それを換地処分により地番にあてはめていくわけである。

(委員)

渋谷六丁目の広いところがイオンか。

(事務局)

そのとおりである。

図面の渋谷六丁目の表示右上のところがイオンである。

今後、渋谷六丁目を分割して、街区番号をつけ、街区にある土地ごとに番号を振っていくことになる。

それが最終的な住所となる。

住所は、渋谷六丁目〇番地〇となる。

(委員)

渋谷四丁目の西側にある渋谷2号公園から常泉寺通りまでは、道路も狭く住宅も密集しているので、このあたりも、自治会としては渋谷四丁目に入れられないかと思う。

住民の声がないと住居表示は実施できないのか。

(事務局)

委員のご意見としてお聞きした。

今後、地元の発意があれば、町割りを拡大した形で住居表示を実施することは可能である。

その場合、それなりの賛成率の割合も必要となる。

(会長)

それでは、委員のみなさんには、今回審議した内容を地元を持ち帰って、意見をまとめていただき、次回の町界町名審議会に臨んでいただきたいと思います。

(会長)

他に質疑がなければ、以上で本日の審議は終了とする。

～以上～